

寛政13年飢肥藩漂着唐船について

－「唐船漂到筆話」を中心に－

黒木 國泰

On the Chinese Ships Cast Away on the Coast of the Obi Feudal Clan in 1801 (Kansei13)

Kuniyasu KUROKI

はじめに

日向国に漂着した唐船のなかで、19世紀初頭、寛政13年（1801年）正月に相次いで飢肥藩領に漂着した2艘の唐船については、抜け荷を目指した偽装漂着ではなかったかとの疑惑が同時代から存在した。すでに高鍋藩関係文書の飢肥藩から高鍋藩に届いた知らせ文書を用いた研究や、熊本藩による唐船情報収集記録を用いた研究⁽¹⁾がある。小稿は未紹介の「唐船漂到筆話」と標題が記される筆談記録文書を主たる史料として、寛政13年飢肥藩漂着唐船について考察するものである。

ここで紹介する史料「唐船漂到筆話」を初めて手にした経緯を記したい。2001年7月17日に台湾中央研究院中山人文社会科学研究所（現在は人文社会科学研究中心）において、劉序楓先生から九州大学九州文化史研究所元山文庫⁽²⁾所蔵のこの貴重な複写史料のご提供をいただいた。あらためて劉氏の九州大学大学院学生時代からの数十年に及ぶ学恩に、記して深甚の謝意を申し上げたい。また、小稿の読みについて、校正段階で劉氏の見解をいただいたので、註記のとおり修正した。劉氏のご厚意に深く感謝申し上げる次第である。

さて本史料「唐船漂到筆話」は、寛政13年正月に飢肥藩領に漂着した2艘の唐船の乗員に対して、飢肥藩が筆談で問答した記録の写本である。海難報告書の「被風報単」を含めて問答の数はすべて36であるが、問いは概ね飢肥藩側、答えは唐人側である。ここに活字におこすに当たり、はじめに原文を記し、次に訳文を付けることとする。原文はできる限り元の文言を復元することに努め、誤字と思える文字には（ ）で正しい文字を入れ、欠落と判断できる箇所には〔 〕で補足した。訳文には、問答の頭に通しナンバーを付するとともに、筆話者が飢肥藩側か唐人側であるかをしめした。

この「唐船漂到筆話」（以下筆談記録と略称）によると、同時期に漂着した2艘ともに前年12月15日に出航している。ただし出港地は曖昧である。1艘は18人乗り大倉州鎮字4甲2號彭際順商船で、正月20日に外浦に漂着した。その同日夜の物頭との筆談記録。もう1艘は、10人乗り蘇州府通字94甲133號陳元順商船で、正月22日に外浦北方の富士村小目井に漂着した。どちらも中国北東沿岸交易の江南平底船、沙船である。⁽³⁾ここでは、原文にはない小見出しを付け、1 大倉州彭際順船、2 蘇州府陳元順船との筆談記録として紹介することとした。



図1. 日向南部沿岸地域

出典：国土地理院作成の20万分の1地勢図を6/10に縮小したものである。

1 大倉州彭際順船との筆談記録

問

本地是係日本國日向州飢肥縣管下、地名叫做外浦、你們船隻什麼緣故到這里拋錨、甚麼國甚麼港門某月某日開駕到什麼地方麼、船主貴姓大名什麼、通船有多少人

①問（飢肥藩）

この地は、日本国の日向国飢肥藩の外浦である。
あなたがたの船はなぜこの地に来たり、錨を下ろしたのか。
いかなる国、いかなる港を何月何日に出港し、いずこの地に到らんとしたのか。
船主の姓名は何か。乗組員は何名か。

答

中華國嘉慶萬歲江南大倉州鎮字四甲
二號船戶彭際順、嘉慶五年十二月十五日
出帆往膠州裝載、走風而來、見山則德來處
拋錨、通船十八人

張聖年 陳惠龍 黃紹元 陳永
顧文元 沈忠良 杜林 張芳亭
張三 朱發 節元 周發
張芳岩 張子發 姜裕蘭 周李
陳傳 唐天壽

船上少水菜柴火吃米油補篷布篷當竹繩
線吃烟

②答（唐人）

中華國の嘉慶萬歲江南大倉州鎮字四甲二號船戶彭際順の船である。
嘉慶5年12月15日に出帆し、〔山東省〕膠州で荷積みする予定であったが、難風にあい、この地にいたり投錨した。乗組員は18名である。

<人名省略>

船に飲み水、野菜、薪、米、油、篷布、篷當竹繩
線、たばこが不足している。

答

明日送給

③答（飴肥藩）
明日差し上げる。

問

通船人明日要上岸廟内焼香完愿

④問（唐人）
すべての乗組員は明日上陸して、（媽祖）廟内での焼香を終えたいと思う。

答

這事我替你稟頭目准了時力（立カ）便上、你船上牌照有没有

⑤答（飴肥藩）
上陸のことはあなたの代わりに物頭に図ることにする。許可されたら、すぐに上陸させる。あなた方の船に牌照があるか。

唐人答

有

⑥唐人答（唐人）
ある。

問

我朝所禁的天主教南蠻呂宋等類帶來有没有

⑦問（飴肥藩）

日本国で禁ぜられている天主教関係の南蛮ルソンなどの類を持ち来たっていないか。

答

没有

⑧答（唐人）

所持していない。

問

一切不許上岸、更又同日本人私下貿易等情

⑨問（飴肥藩）

一切、上岸は許さない。また日本人との私的な貿易等も許さない。

答

没有

⑩答（唐人）

上陸も私貿易も行っていない。

問

船上若有要水菜之類、只管報出來、這里官府的頭目在番船不計（許か）你船開駕、你門的上事情、頭目看顧費心、你不可奇怪、只管放心々々、以上の規矩國法嚴緊、自長崎官府承命便許你門回唐、長崎就是有中華的商館、所以将你門漂到的緣故報知明白、于今告別、明天有什麼幹事把單報出來、番船在前後

右正月廿日之夜取合之分

⑪問（飴肥藩）

船上に水野菜の類が不足していれば、遠慮なく申し出なさい。飴肥藩の物頭はあなたの船の出航を許さない。あなた方の状況を物頭は心から同情して心を砕いている。あなた方は決して怪しむ必要はない。安心しなさい。先ほどの定め（①キリスト教厳禁②上陸禁止③私貿易厳禁）は、国法が厳禁するところである。長崎奉行の命令があれば、あなた方は帰国が許される。長崎には中華商館がある。あなた方の漂到の理由が明らかになれば、直ちに明日にでも回送命令が出される。曳舟が前後について長崎に向けて出航することとなる。

右は正月20日夜の筆談記録である

永井哲雄氏⁽⁴⁾によると、熊本藩は日向に「唐船数百艘漂着」との情報を得たため、2月8日に郷士「一領一匹」の竹本永八と「地土」六車文太の兩名に対し、日向への出張命令を出している。2人は翌朝出立、2月12日に飴肥城到着、翌13日に外浦の間屋武兵衛宅に着き、武兵衛の斡旋により、外浦地頭の稲津喜左エ門が自ら書付を持参したとのことである。

その「外浦地頭稲津喜左エ門書付写」所引の覚えによると、漂着日時は「正月廿日申刻比」午後4時頃であり、早速飴肥城下へ注進あり、下記の通り、物頭五騎、筆談役三人ほかの軍役が出張したという。また、積荷は「焼物大小木わた四袋花尖紙八拾丸」とあり、江南から陶磁器、木綿等を積んで、山東に油粕を買いに行く中国沿海交易の江南平底船である。

凡覚

伊東五左エ門其砌問合被申候

- 一 物頭五騎
- 一 船手役式人
- 一 割場役壱人

- 一 筆談役三人
- 一 勘定役壱人
- 一 徒士目付式人

（賄カ）

- 一 番船方組小頭夜廻方筆者貯方使徒士
- 一 足輕百人余
- 一 雑卒数々

- 一 小人拾人余
- 一 石火矢三挺
兼而當浦江
召置候

- 一 鉄炮長柄弓并玉箱薬箱矢箱共二
- 一 番船拾艘

右早速馳付凡先手之人数御座候、
跡備之内より者此節人数差出不被
申候、左候而、筆談役取合候処左
之通、

- 一 中華國江南省大倉州出帆、膠州江
參荷積致筈之船之由
但拾八人乗
- 一 積荷焼物大小、木わた四袋、花尖紙八
拾丸
- 一 嘉慶五年十二月十五日出帆、大西
北風ニ被吹流漂着之由
- 一 唐船走込候訳ハ飯米并水薪等二切
候由、凡右之通御座候、左候而、廿
二日船番唐人六人残置、番船拾艘付
外拾式人龍興寺江上陸致、右先手之
人数尔今相固メ被居候、尤固メ之番
人并番船不寝番二而候

この外浦地頭文書から分かることは、①先手の出役の段階で商船と判明したので、二番手以降の出役はなかったこと。②江南太倉州を出帆し、山東省へ向かう途次に、大西北風に流されて漂着した。⁽⁵⁾③ただし、錨を下ろした理由は飯米、水薪の欠乏による。破船による漂着ではなかった。④22日には、船番6人を唐船に残し12人は上陸して龍興寺で供応を受けていることが判明する。

つまり正月20日の筆談記録では上陸を許さないと言っていた飢肥藩が、22日には上陸させて龍興寺で饗応したわけである。

これより半世紀後の安政2年（1855年）5月に飢肥藩領の折生迫に漂着した沙太壽船の事例では、山東省で荳餅・荳油を装載して上海に向かう途中の遭難であった。このときも飢肥藩は上陸を許さないと伝えたにもかかわらず、乗組員のはげしい上陸要求に屈して龍興寺で供応している。⁽⁶⁾同じく安政2年1月10日高鍋藩漂着の宋福盛船も、江南の木綿・白布、銀子を積んで山東で豆餅すなわち、油粕を買って帰る途上の遭難船であった。⁽⁷⁾いずれも北洋沿海交易船であり、長崎貿易の船ではなかった。

一度ならず、飢肥藩は唐人の上陸を許しているけれども、とくだん幕府からの叱責を受けた形跡はない。

2 蘇州府陳元順船との筆談記録

商船陳元順被風報單

中華國江南蘇州府通字商船陳元順玖拾
四甲玖百三十三號、今於 嘉慶五年十二月
代客到山東裝載、十五日放洋、二十二日夜

大洋過大西北風吹到貴邦、吃米水少、菜全
無、望吃（乞か）接濟三項。不知貴地名、因恐話不董（懂か）、
此上有個便知明白、萬望接濟、望吃（乞か）貴邦指
引歸國的路徑、以上報知貴人、行船拾人

⑫ 商船陳元順の被風報單

中華国江南蘇州府通字商船陳元順94甲933号。今嘉慶5年12月に客商の依頼で山東で
装載し、15日に出港、明くる1月22日夜に大西北風によって貴国に漂到した。米水が不
足、野菜も全くないので、以上三項の支給を願う。貴地での名を知らない。ために対話
が出来ないことを心配している。このような事情でありますので、切に救済を請い願う。
貴藩が帰国の路程に導いてくださることを切に願う。以上のとおりに報告する。

行船の10人

問

信牌有没

⑬問（飴肥藩）

信牌は所持しているか。

答

明日到船上取來看明

⑭答（唐人）

明日、船上でお見せする。

問

日本長崎地方你們有曾來麼

⑮問（飴肥藩）

日本の長崎にあなた方は行ったことがあるか。

答

不曾來

⑩答（唐人）

行ったことはない。

（⑬⑭で信牌を持っていると返答したので、長崎交易船であるかを確認しようとしたが、そうではなかった。）

問

你們要吃飯麼

⑪問（飴肥藩）

あなたがたは食事をとりたいか。

答

便是於今早吃粥

⑫答（唐人）

今朝の粥だけでもいただければありがたい。

問

所帶貨物什麼

⑬問（飴肥藩）

積載の貨物は何であるか

答

船上客貨小木豆八十根裝載、船上如今空
船到山東青口裝載

⑳答（唐人）

船上に客商の貨物、「小木豆八十根」を装載していたが、しかし船はただ今 空船であり、山東青口で装載予定である。

問

今天上岸四人姓名年記（紀か）什麼

㉑問（飢肥藩）

今日、上陸した4人の姓名年齢を記載せよ。

答

翟龍元	年五十四歳	王林柯	年三十五歳
朱廷富	年二十五歳	陳貫宥	年十七歳

㉒答（唐人）

翟龍元	年五十四歳	王林柯	年三十五歳
朱廷富	年二十五歳	陳貫宥	年十七歳

問

在船六人的姓名什麼

㉓問（飢肥藩）

船上の6人の姓名は何か。

答

人名開州（列か）⁽⁸⁾ 在船票上明白、取官票上岸点名

㉔答（唐人）

人名は船票上に書かれている。官票を用いて上陸してから名前を確認してほしい。

唐人問

要大船上六人上岸同進見禮求

②⑤唐人問

船上の6人も上岸してご挨拶したいとおもう。(お礼の品々を差し上げたい。)

答

明天風波小和時節要上岸

②⑥答(飢肥藩)

明日風波が穏やかならば上岸できる。

以上正月廿三日從物頭内筆談

以上は正月23日の飢肥藩物頭との筆談記録である。

問

這ヶ信牌從什麼官府發出來

②⑦問(飢肥藩)

この信牌はいかなる官府から発行されたものか。

答

江南通州發出來

②⑧答(唐人)

江南蘇州府通州が発行したものである。

問

昨日你報出來的單之裡玖十四甲之甲字
怎麼樣

②9問（飢肥藩）

昨日、あなたが提出した書き付けにある94甲の甲字とは何なのか。

答

官簿上登甲號將票對號

③0答（唐人）

官簿に甲号と登記される〔行政上の〕票対号である。

問

自這地相距七十里南邊地、名叫做外浦、本
月二十日有漂流船、將筆通話、他話江南太倉
州鎮字商船戶彭際順、你們這ヶ船戶也燒（曉）得
麼、他老大姓名張聖年、外浦也這里縣下管
下、所以老爺同辛苦、那船也你們同開麼、他
話不同開、怎麼樣

③1問（飢肥藩）

この地（小目井）から70里南に外浦という港がある。そこに本月20日に漂流船があり、筆談によると、江南太倉州鎮字商船、彭際順の船であった。あなたがたは、この船戸を知っているか。かの老大（船長）の姓名は張聖年である。外浦もこの地と同じ飢肥藩領であり、ゆえに、物頭はあなたがたと彭際順船とともに苦労したのだが、かの船の方々とあなた方は一緒に出港したのか。彼らは同時出港ではないと言っているが、どうか。

答

船戶曉得、不知他八（几カ）⁽⁹⁾ 時開

③②答（唐人）

彭際順の船は知っている。が、何時に出港したのかは知らない。

問

你聽得有同州的船漂到一定安心

③③問（飢肥藩）

あなたは同郷の船が漂到していることを聞いて、きっと安心しただろう。

答

多煩們心勞

③④答（唐人）

ご心勞をおかけする。

問

這里海上平日也狂波的所在、一向波浪尚且
大狂、若逢南風即時打破是實情、若有如此
你們甚不便、所以風小和便牽送那外浦
同彭際順之船住、奈何

③⑤問（飢肥藩）

この地の海上はふだんから波が荒い場所である。

ひとたび波浪が激しかったり、南風にあうと直ちに破船してしまうのが実情だ。（そう
なると、たいへん困るので）したがってこの状況がたいへん良くないと考えるのならば、
風が凩いでいるときに、その外浦の彭際順の船の地に回送しようと思うが、どうか。

答

多煩們心勞

㊿答（唐人）

大変ご苦勞をおかけする。（お願いします）

付言すると、この陳元順船との筆話の後半部分（㉗～㊿）末尾には、聞き取り日付が記載されていない。

先の永井「飢肥伊東鶴三郎様領内外浦地頭稲津喜左エ門書付写」の覚には、陳元順船について下記の通りの記事が見える。

一 正月廿二日、当領富士村之内小目井と申所之磯近く、異形之船錨を卸候段浦役より訴出候二付、早速右二附先手之人数差出、固メ居候内橋船二而唐人三人荒磯江上候故、早速筆談之もの取合候処、是又中華國江南省蘇州之船二而十二月十九日出帆、同廿二日大西北風二被吹流候由、積荷者小木と申候、右場所荒磯故引船

（朱）禪宗外浦

遣（遣カ：黒木）し候、当浦江引廻、是又龍興寺境内之内江役成二致家作、船番三人残置七人為致上陸候、両船共二信牌持居候処、長崎通船之船二而者無之、商船之信牌持居候

とあり、直ちに橋船にて唐人「3人」が小目井の荒磯に上陸したという。上陸した唐人数について「4人」とする「唐船漂到筆活」（以下筆談記録と略称）との違いがある。筆談記録には上陸した4人の姓名が載せられているので、筆談記録の信憑性が高いとみておきたい。さらに、出航日も「12月19日出帆」とするが、筆談記録には12月15日とあり違っている。

また積荷が「小木」とあり、材木を載せているかのような唐人からの返答があったと記録されている。しかし筆談記録には「小木豆八十根」を積載していたが今は空船であるという。山東で購入していたというのだが、今は空船だという。ここはいささか怪しい。船団を組んでいたとの情報もあり、江南の絹織物商品を積んでの抜け荷目的でなかったとはいえない。「小木豆」は不明であるが、筆談記録の彭際順船の積荷「焼物大小木わた四袋花尖紙八拾丸」に近いものがある。あらかじめ積荷を聞かれたときの言葉として用意されていた文言であった可能性も考えておきたい。

さらには外浦に回航されたあと、3人を船番として残し、7人が龍興寺境内につくられた居宅に収容されたという。ここは筆談記録にない情報である。末尾に、彭際順船・陳元

順船ともに「信牌」を所持しているが、長崎貿易船ではなく、中国商船としての登録「信牌」をもつものであることが確認されている。

3 高鍋藩記録に見える飢肥漂着唐船関連の情報

高鍋藩への飢肥藩からの当該漂着唐船関係の知らせ記録は簡略である。高鍋藩『続本藩実録』寛政13年正月の条に、

二十五日伊東様（祐民）御領内外浦湊江異国船致入船候由、為知来、外ニ式艘相見候様、雑説在之二付、福嶋湊江入船候義難計ニ付、当町代官甲斐良次郎為勘定差越居候付、今日出立罷帰候様被仰付

廿九日昨夜当領小目井と申所へ、去ル22日唐船10人乗組漂着之段、飢肥方為知来とある。先ず正月25日に伊東氏からの20日外浦漂着唐船についてのお知らせが届く。また外に2艘の唐船を見かけたとの雑説があり、福島に入港する心配があるので備えた。その後、29日の記録によると、22日に10人乗組み唐船が小目井に漂着したとの飢肥藩からのお知らせが、前日28日の夜に入ったことが記されている。

同じく『続本藩実録』2月3日の条には、幕府からの調査員一行が飢肥藩からの帰途、高鍋藩に立ち寄り、聞き取りを行っている記事が見える。幕府からの調査が入っていることは注目すべきであろう。

二月三日最上徳内殿杉浦庄八郎殿飢肥外ノ浦江唐船漂着ニ付、此間被差越帰掛、当町江止宿、番所役人ニ被逢度ニ付、町奉行岩村平馬罷出候処、異舩之船見掛候義ハ無之哉、被相尋ニ付、当領遠見番六ヶ所在之、見掛候者無之段、相答 ○徳内殿庄八郎殿方通事之者相「逢」度被申、美々津江被帰候間、松尾嘉名江へ美々津江差越候様被仰付

幕命により、最上徳内と杉浦庄八郎が、飢肥外浦漂着唐船につき調査に来ている。帰途に高鍋に宿泊し、町奉行が対応したところ、異体船を発見していないかを問われた。そこで奉行は、高鍋領内に遠見番所が6箇所あり⁽¹⁰⁾、報告を受けていないと答えている。通事に会いたいとの事であったので、1746年以來の世襲の唐通詞松尾家の松尾嘉名江に命じて面会させた。

次に高鍋藩記録で注目すべきことは、長崎回送に関する情報が記されていることである。

享和元年3月2日に、長崎奉行からの回送命令の報告が飢肥藩から高鍋藩に届いている。享和元年といっても、漂着の翌年のことである。寛政13年は2月5日に享和に改元されている。

享和元年三月二日飢肥外浦へ漂着唐船式艘、薩州沖江漕廻候様、長崎方申来候段、飢肥方為知来、依之福嶋江漕船差出候様、被仰付越

飢肥伊東藩への漂着唐船2艘を薩摩の沖に回漕せよとのことである。ついで、高鍋藩福島から曳航船を差し出すよう命じられている。通常の豊後水道、関門海峡を通る反時計回りのルートではない。薩摩沖からの時計回りの長崎送りを命じられており、珍しいことである。

その理由は、唐船2艘の回送であったがための負担軽減のための特例として、幕府が簡便な回送方法を許したと理解すべきであるか。あるいは、幕府に「日州江唐船数百艘漂着之由ニ付」との情報が入ったために⁽¹¹⁾、北九州への抜け荷唐船⁽¹²⁾との関連で警戒されたために、通常の関門海峡ルートを通しての回送をとらせなかったのか、不明である。記して後考を待つ。

むすび

19世紀初頭、寛政13年（1801年）正月に相次いで飢肥藩に漂着した2艘の唐船に関連して、この当時、多くの唐船が来航したとの風聞があり、幕府も警戒した。

ここに紹介した筆写本「唐船漂到筆話」は、もと飢肥藩の所蔵に係るものが、何らかの事情で島原市の元山元造氏の手に入り、さらに九州文化史研究所に保管されるにいたったものである。⁽¹³⁾ 来歴等に若干の難点はあるものの、関係諸史料とつきあわせると、その記録内容の信憑性には高いものがあり、史料としての価値は高いとみるべきであろう。今だなお、多くの不明な点を残してはいるが、3点に小括したい。

- (1) 「唐船漂到筆話」すべて36番の問答について、注目すべきは、19世紀初頭のこの時期に、飢肥藩には会話体の中国語の文章が書ける人物がいたことである。いわゆる儒学の古典漢文の学習のみではなかったことは、特筆すべきである。中世的な自由貿易の時代ではないのである。恐らくは、抜け荷唐船対策として、長崎での学習を積んだものがいたということである。あるいは、飢肥唐人町の華僑の存在が関係している可能性も想定しておきたい。
- (2) 次に飢肥藩は漂着唐船の乗員を上陸させてはいけないと認識していながら、両漂着唐船共に上陸させていることについて確認したい。寛政3年9月1日に⁽¹⁴⁾ 幕府は抜荷対処として逃走しない様「人をは上陸いたさせ番人付置、立帰り不申様致し」と改めていた。したがって法改正を認識していなかっただけであり、おとがめを受けることはなかった。しかしながら小目井漂着の陳元順船では、上陸しただけでなく明らかに唐人からの進物を飢肥藩は受領している。⁽²⁵⁾ この記録はたいへんに危険なものだといえる。
- (3) 第3に、通常の反時計回りの長崎回送ルートを取らせなかった件である。
国家的には、唐船については抜け荷に対する取り締まりが重要課題であった。しかしながら、多くの唐船が渡来したとの情報に対しては、商船であったと知り、安堵するような軍事的な海防上の危機意識は、唐船に対してもなおあり続けたと言える。この時期の清朝中国が攻めてくることはあり得なかったわけであるが、唐船に対する軍事的な危機感は一貫して幕末にまで続いていったのである。

寛政期における国際環境としては、前世紀18世紀末からのロシアの南下政策により、わが国には海防上の危機意識が生まれていた。寛政4年9月3日、ロシアのラクスマンが根室に来航し通商を要求した。海防の中心が、唐船から欧米列強の異国船へと転換する時期である。

その様ななか、老中松平越中守定信は寛政3年（1791）9月に、唐船漂着之節手當の提出を諸藩に命じた。このときに、新たに「隣領申し合わせ」を命じていた。さらに翌寛政4年11月にも、大名に対し領中はもちろん、隣領等へもかねがね手配の船・人数のほか、大筒の有無、隣藩との申し合わせ等の委細を文書で届け出るように命じている。⁽¹⁵⁾

寛政5年（1793）2月5日、前年冬の幕府命令により、高鍋藩は2月9日付で松平定信に唐船漂流之節の手当マニュアルを提出した。⁽¹⁶⁾ その中に

- 一 隣領より漂流船有之候段爲知來候ハ、早々人数手配申付、彼方案次第早速差向候心得罷在候、
右之通先手當申付候得共、時宜ニ寄番頭役之者差遣可申候、尤漂流取計之義ハ、去々年被 仰出候以後、隣領え格別申合ハ不仕候得共、非番之義是迄互申合仕候儀候間、右漂流船等有之候節ハ、隣領申談候様兼々申付置候、右此度被 仰出付、取計之趣御届申上候以上

とある。寛政3年にすでに隣領との相談をすべきことが命じられていたにもかかわらず、格別の動きがなかったことを吐露している。高鍋藩としては旧来通りの隣藩とのお知らせ情報の交換程度を想定しているのである。幕末期の諸藩のなかで地勢的に海防に敏感な高鍋藩においてすら、新たな取組をしていないのであるから、幕末における海防危機の中で、各藩の状況では危ういとの想いが、幕閣のなかにも生まれてきたであろう。ロシアに対する幕僚の危機意識は、後にシーボルトから高橋景保がロシアのクルーゼンステルンの書翰を命を賭して入手しようとした「シーボルト事件」を引き起こすに到ったのである。⁽¹⁷⁾

延岡藩もまた、寛政5年2月21日延岡藩江戸留守居松田銀右衛門が、書付を老中に提出した。⁽¹⁸⁾

さらに幕府は寛政5年3月には海防について、海防は一時のことに非ざるを以て、永久の備をなすべく、異国船漂着取締に関し、出費上下民を虐せざることを戒むべきだという。

⁽¹⁹⁾ 恒久的な無理のない海防体制を構築するように命じている。

寛政6年（1794）8月には幕府は、海辺の村や島々の地域行政を幕府が把握し、海防に備えるために、美濃紙にしたためて提出せよと命じている。⁽²⁰⁾

以上要するに、幕府は18世紀末において、欧米帝国主義の侵略に直面しているとの認識の元で、藩ごとの旧来の海防体制では濟まない状況を踏まえて、いち早く全国各藩に対し、隣藩との共同による広域の備えを求め、且つ大砲など大型火器の備えを命じ、幕藩体制の枠組みを超えた海防体制の構築に取り組みうとしたと判断できる。

一方、唐船に対しては、鄭氏滅亡後17世紀末から、抜け荷の取り締まりが中心課題とな

ってきた。⁽²¹⁾けれども、19世紀初頭のこの時期には欧米列強「異國船」対策とあわせて、海防上の備えについて諸藩が連合するように命じ始めている。しかしながら、もとより幕末に至るまで、幕府主導によっては海防上の幕藩体制の構造的限界を乗り越えることはできなかったのである。

註

- (1) 黒木國泰「近世日向沿岸漂着唐船琉球船と抜け荷関係年表」『近世日向漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』（2001年3月）文科省科学研究費補助金基盤研究C（10610368）研究成果報告書。のち改訂して「近世日向漂着唐船・琉球船年表（稿）」『宮崎学園短期大学紀要』第4号。
永井哲雄「江戸時代の情報収集をめぐって—寛政十三年酉二月、日向国那珂郡外浦江唐船漂着ニ付書付写から—」『市史編さんだより』第2号、都城市企画部市史編さん室（都城市、1996年）。
- (2) 元山文庫は、九州大学九州文化史研究所が島原半島加津佐の郷土史家元山元造氏収集になる総数3千点の史料を昭和26年2月に譲り受けたものである（九州文化史研究所所蔵古文書目録2、昭和32年6月）。劉序楓氏示教。
- (3) 松浦 章氏の一連の業績、『清代上海沙船航運業史の研究』（関西大学、2004年）等。
- (4) 永井哲雄前掲論文。
- (5) この唐船を山東からの帰りとする記録もある。藩法研究会『藩法集』12続諸藩（創文社、1975年）所掲「高鍋藩舊例抜書」（pp.845-6）の正月21日付飫肥藩家老から高鍋藩家老へのお知らせ文書には、「12月15日膠州表ニて致積荷、本州え歸帆之節大風ニ被吹流、當沖漂流、幸山を見懸候故」とあり、山東から江南への帰りと記す。ただし、『続本藩実録』にはこの記録は採用されていない。
- (6) 黒木國泰「安政2年折生迫漂着江南沙太壽商船について（上）（下）」『宮崎女子短期大学紀要』第21,22号。
- (7) 黒木國泰「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記（上）（下）」『宮崎女子短期大学紀要』第29,30号。
- (8) 黒木ははじめ「開州」と読んで、「出航する際の通州での船票上に書かれている」と理解したが、劉序楓氏の「開州」を「開列」の誤記とする理解に従いたい。
- (9) 黒木ははじめ「同」と理解し、「同時に出航したのか知らない」と理解したが、劉序楓氏の「几（幾）」の読みに従いたい。
- (10) 高鍋藩内の遠見番所6カ所とは、新納・野別府の3カ所（鞍掛・甘漬・梶時）福島 of 3カ所（郡本・都井・市木）、の6カ所である。
- (11) 永井哲雄前掲論文「江戸時代の情報収集をめぐって—寛政十三年酉二月、日向国那珂郡外浦江唐船漂着ニ付書付写から—」に、熊本藩が唐船情報収集のために派遣した理由は、熊本藩郡代に「日州江唐船数百艘漂着之由ニ付」との情報が入ったためであった。長崎筋からの情報入手であろう。
- (12) 北部九州における抜け荷について『通航一覽』唐國總括部、潛商御刑罰。豊前叢書刊

行会『唐船漂流追払之記』（1961年）、劉序楓「享保年間の唐船貿易と日本銅」中村質編『鎖国と国際関係』（吉川弘文館、1997年）など。

(13) 前記註（2）の元山文庫目録参照。

(14) 『通航一覽』付録卷14、海防（異国船扱方）部14、寛政三辛亥年九月朔日の条に

寛政三辛亥年九月朔日、異国船漂着の時は、先其形勢を試み、もし敵対のきさしあらは速に打沈む可き旨、及び隣領申合せ等の事を令せらる、其後海邊處置の事によりて、觸らるゝむねしはゝゝなり、

寛政三年辛亥年九月朔日、

先頃筑前、長門、石見之沖に、異国船一艘漂流之様子にて、無程乗はなれ候儀も有之、又地先ちかく寄來り候儀も候而、彼是日数八日程之内、右之趣にて候之處、當時者帆影も不相見趣に候、總て異国船漂着候は、何れにも手當いたし、先船具は取あけ置、長崎へ送り遣はし候儀、夫々可被相伺事に候先見えかゝり、事かましく無之様にいたし、筆談役或は見分之もの等出し、様子相試み可申候、若拒み候様子に候はゝ、船をも人をも打碎き、無貪着筋に候之間、彼船へ乗移り迅速に相働き、切捨等にもいたし候はゝ、召捕候儀も尤可相成候、勿論大筒火矢杯用候も勝手次第之事に候、筆談等も相整ひ、又は見分等をも不相拒候趣に候はゝ、成丈穩に取計ひ、右船をは計策を以なり共繫置、船具等をも取あけ置、人をは上陸いたさせ番人付置、立歸り不申様致し、早々可被相伺候、若及異議候は、捕へ置可被申候、異国之者は宗門之所をも不相分儀に付、番人之外見物等をも可被禁候、右漂流一二艘之儀にも候はゝ、前文之通り可被相心得候、若數艘にも及び候歟、又は數少く候とも、最初より嚴重に不取計して難成様子候はゝ、其儀は時宜次第たるへき事に候、尤右體之節は、都て最寄領分へも早々申通し、人數船等も取揃へ可被差出候、

但、出張之陣屋、又は小領等にて、其場に大筒之類有合不申候はゝ、最寄之内所持之場所より、申し談し次第早々差越、取計候様可被心得候、右之趣可被相心得候、尤其時宜により、取計ひ一定致しかたき事に候得共、事に臨み伺を経候ては、圖を失ひ可申儀に付、先大概心得之趣相達候條、其餘之作略は、時宜により可被計事に候、兼て議定いたし置可然節は可相伺候、取計ひ行届候儀に至り候

は、御沙汰之程も可有之候間、成丈可被心配候、尤
家來とも格別出精之者は、名前等をも可被書出事、

九月

右御禮過、萬石己上之面々居残被仰付、松平伊豆守
申渡、

同月二日、摂津守（按するに、若年寄堀田正敦）渡御書付、

同文言

右之通、萬石以上之面々江相達し候間、爲心得相達候

高鍋藩「舊例拔書」837～838ページにも「寛政三亥年九月唐船漂着之節手當被仰出
覚」として、ほぼ同文が掲載されている。

- (15) 『通航一覽』付録卷14、海防（異国船扱方）部14、寛政4年11月8日の条に、異国船
漂流之節取り計らひ方之儀に付、去亥年相達し候趣、領中は勿論、隣領等へも、兼て手
筈可被申合置事に候、前以議定いたし置可然筋は、可被相伺旨、去年中相達候儀にも候
間、兼々手配いたし置候船人数、其外大筒有無、并一體之心得方、隣領申合之趣等、委
細書付にて可被差出候、尤不時に御役人御用序等之節、相越手配之様子見分いたし候事
も可有之候間、右様の節早速人数差出し、手配備之様子等見分を請候様可被致候、

但、前々より右手配、且隣國之申合等、仕來候場所之儀は、右前々より之取計之
次第、并去年相達し候以後申し談等之趣も、可被書出候事、

右之通、海邊領分有之萬石以上之面々江可被達候、

十一月

とある。また前掲高鍋藩「舊例拔書」p.838にもほぼ同文が掲載される。

なお、『文恭院殿御實記』卷13寛政4年11月にも簡略であるが記載が見える。

- (16) 藩法研究会『藩法集』12続諸藩（創文社、1975年）所掲「高鍋藩舊例拔書」pp.838-
840）。『続本藩実録』卷8、寛政5年3月8日の条に、2月9日に幕府に手当を届けた情
報が高鍋に届いた旨記載されている。それより前3月3日の条に、「異国船唐船漂着之
節取計帳面出来諸土惣出仕披見心得居候様可申達旨被仰付」と、この手当取り計らい帳
面を藩士総出で確認し、抜かりなきように取り組んでいる様子が記される。

- (17) 呉秀三『シーボルト先生その生涯及び功業1』（平凡社、1967年）。

- (18) 黒木國泰「延岡内藤藩の幕府領細島漂着唐船対処マニュアルについて（上）（下）」『宮
崎女子短期大学紀要』第27,28を参照。延岡藩『舊文書』のうち「漂着一式」に、

寛政5年3月3日異国船唐船漂着之節、取計帳面出来、諸土惣出仕、披見心得
居候様、可申達旨被仰付

8日唐船漂着之節、御手当被準御並、2月9日御届被差上候段申来

寛政5年4月2日、異国船漂着の際の手配について、江戸留守居松田銀右衛門
から御届書差し出し。

とある。

なお、中村質編『開国と近代化』（吉川弘文館、1997年）第三節の大賀郁夫「幕末期
譜代藩の海防政策と「地域的動向」一日向延岡藩を中心に」は、延岡藩が「海防政策」
を積極的に展開していくのは文久期に入ってからとする。延岡藩『舊文書』等による

知見に学ぶべき点が多い。しかし、延岡藩が独自に「海防政策」をもつことは、もとよりありえない。

- (19) 『通航一覽』附録卷14寛政5癸丑年3月446上に「近年度々備向之儀被仰出候事に候、勿論一時之儀にも無之、永久之備に候得者、往々手當怠りなく、いつとても手筈届候様相心得、人数・船方調練等、兼て獵杯之節相試、武器修理等も不怠心掛、常々無油斷儀勿論に候、船見番所等取立候にも、後來之處勘辨いたし可被申付候、出張所等は繪圖を以可被伺候、一旦之被仰出之様に相心得、當時俄に嚴重に候ても、後々難行届様にては甚以如何に候、且又右等之用度に付、用金等之沙汰に及び、下々難儀いたし候儀などは有之間敷事に候、此等之趣、よく々々可被相心得候、右之通、海邊領分有之萬石以上之面々江、可被相觸候、」とある。また、『文恭院殿御實紀』卷14寛政5年3月17日の条に、「けふ萬石以上の輩に令せられしは。異船漂流用意の事さきざき仰出されしかど猶届かざる所もあるよし聞こゆ。」に続き、『通航一覽』の上記文の要旨が記載される。したがって、上記の命令の日付は寛政5年3月17日だと考えられる。
- (20) 高鍋藩は寛政6年8月27日に江戸で留守居が呼ばれて命じられている。
寛政6年（1794）9月16日 8月27日江戸ニ而御留守居御呼出、御領分海辺附村々国郡村名、順能相認、他領境之分ハ、隣村誰領等申所委細相認、差出候様被仰付、若御領分之内嶋在之候、是又委細書付差出候様、尤美濃紙相認可差出被仰付（高鍋藩『続本藩実録』卷8）
- (21) 黒木國泰「鎖国と海防2」宮崎学園短期大学『教育研究』第7号（平成23年3月）など。

後 記

台湾中央研究院院士の曹永和先生が2014年9月12日に逝去され、また元国史館館長の張炎憲先生が、2014年10月3日にアメリカ合衆国フィラデルフィア Philadelphia にて客死なされた。両先生からの長きにわたる学恩とご厚誼に深く感謝し、ご冥福を祈りたい。

